

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本漢方医学教育振興財団（以下「当法人」という。）の賛助会員の入会及び退会並びに賛助会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、当法人の目的である漢方医学の普及・定着・発展を奨励し、医学教育関連事業を通じ、日本におけるこれからの「良き医療」を提供できる社会貢献活動に寄与することに賛同して入会した個人又は法人とし、当法人の円滑な運営を図るため、財政面の援助を行うものとする。

(資格期間)

第3条 賛助会員の資格の期間は、入会日から1年間とする。

2 賛助会員から退会の申し出のない限り、前項の期間をさらに1年更新することができ、以後も同様とする。

(入会手続)

第4条 賛助会員になろうとする者は、当財団の賛助会員規程を承諾し、所定の「入会申込書」を提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長承認後、当法人より賛助会費納入依頼書を送付し、それに従って会費を納入しなければならない。

(会費)

第5条 賛助会員は、次に定める会費を納入するものとする。

(1) 個人会員 一口 年額 10,000 円

(2) 法人会員 一口 年額 100,000 円

2 前項に規定する口数は、これを制限しないものとする

(会員特典)

第6条 賛助会員は、次の特典を享受することができる。

(1) 当法人ホームページ、当法人作成資料等に個人名及び法人名を掲載することができること。

(2) 当法人の「活動業績集」1部の無料配布。

(3) 当法人が主催、又は共催する行事等の情報提供を受けることができること。

(退会)

第7条 賛助会員は、退会届を当法人に提出することにより、いつでも退会することができる。

2 前項の規定により、賛助会員が退会する場合において、既に納入した会費は返還しないものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、賛助会員等に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規定は令和7年2月8日から施行する。

履歴

令和7年2月8日 理事会 決議